

～「ubiquitous（ユビキタス）」とは「どこにでも存在する」を意味するラテン語。
「いつでも、どこでも、だれでも」関わることのできるネットワーク環境のこと～

ネットトラブル解消の特効薬はない。起こる可能性の想像と判断を。

ここ数年、SNSに関するトラブルに悩んでいる先生方や保護者の皆さんが、非常に多くなってきました。そこで、長野県警サイバー犯罪対策室の方に状況を聞いてきました。

- (1) ネットトラブルに遭遇した時、トラブルをすぐに解決できる特効薬はない。
- (2) フィルタリングなど、トラブルに巻き込まれない予防対策が重要。
- (3) あとでどのような結末になるかよく考えずに、その時の気分や感情で行動した結果トラブルに巻き込まれる。（具体的には）
 - いったんネット上で公開された書き込み、個人情報、画像や動画などは、後からすべて消すことが極めて困難であるという意識がない。
 - 自分が加害者になっていることの意識が薄く、後でとんでもない事をしたことに気づく。
 - ほんの少しの好奇心から大きなトラブルに巻き込まれる。

サイバー犯罪対策室の方のお話より、以下のことを考えながらネットを利用することが重要です。

重 要

インターネットでは、自分が利用した時に、どのような事が起こる可能性があるか、よく知って利用することが重要です。自分の行動や発言によりトラブルに巻き込まれたときや、いわれのない誹謗中傷を受けたときは、自分一人で解決しようとするのではなく、まずは信頼できる大人に相談しましょう。また、自制心をもってネットを利用することも重要です。

事 例 紹 介

今回は教育委員会が知っている事例等を参考に、安易な感覚で行った行為が他人に迷惑をかけたり、後で自分に大変なことになって降りかかってきた事例を紹介します。（事例は一部加工してあります。）

◆事例1 自分達で共有するだけのつもりが・・・



Aは同じクラスのBを、本人に気づかれないように撮影。コメントを付けてSNSに載せた。それを見た同じクラスの友だちのCが、Bを誹謗中傷するコメントを更に加えてSNSに載せた。そして、いつの間にか他校の生徒にまで拡散してしまった。やがてその内容がBにも伝わり、Bは不登校になってしまった。



- これはネットによるいじめです。絶対に許されない行為です。
- 匿名による投稿であっても、発信者を特定できることがあります。
- 相手に精神的な被害を与える言葉の書き込みや、相手の名誉を傷つける書き込みは、内容によっては、刑法や、民法により裁かれることもあります。

ほんの少しの悪ふざけが取り返しのつかない事に。被害を受ける人の気持ちを考えよう。

◆事例2 ほんの面白半分のつもりでしたことが・・・



ある歌手のコンサート会場に「殺人予告」の書き込みがあった。それを目にしたD男は、面白半分で「書き込んだのは自分だ」とSNSに投稿した。そのSNSを見た方から「不謹慎だ」などの書き込みがあり、さらに掲示板などにも拡散され、ネット上で大炎上となった。D男自身もとても悲しい思いをした。



「殺人予告」の書き込みは、コンサートの主催者の通常の業務を妨害する立派な犯罪行為です。冗談ではすみません。その行為に、面白半分で便乗したことで、個人を特定されたり、不特定多数からネット攻撃的になったりするなど、自分だけでは収拾できない状態になることもあります。

面白半分でした行為が多くの方に迷惑をかけるだけではなく、自分自身を傷つけてしまう。

◆事例3 甘い言葉にのせられて自撮り写真を・・・

高校生のA子は、同じバンドのファンというSNSで知り合った自称高校生のB男とよく話をしていた。ある時「ライブのチケットが余分にあるから一緒に行こう」と誘われた。お互いすぐ分かるように、顔写真の交換をすることになった。翌日、顔だけではわからないから、当日の服を着た写真を交換することになった。数日後、チケット代はいるから水着姿の写真を送ってくれと言われ、応じてしまった。要求は続き、裸の写真を送るように言われ、断ると今までの写真と住所などの情報をネットに拡散すると脅された。

以下は子どもが自撮り送信させられる代表的な手口です。「甘い言葉の裏には罠がある」という認識が大切です。

脅迫型…「連絡先と顔写真をばらまく」と脅して裸の写真を送らせる。

甘言型…「かわいいよ」「好きだよ」などと甘い言葉を使って、「裸の写真が見たい」等言って送らせる。

対償供与型…アイドルグループのコンサートチケット、スタンプなどを対価にして裸の写真を送らせる。

なりすまし型…モデルやアイドル、芸能界関係者、同性で年齢の近い人物になりすまし裸の写真を送らせる。

複合型…なりすまし+脅迫など、複数の手口を併用。（参考：警察庁資料 ネットを通じた子供の性被害について）

ネットの中では友人でも、どこの誰か本当の姿を知らない人。安易に信用してはいけません。

◆先ずは注意喚起を。そして児童生徒に早めの相談を呼びかけましょう。

今回は、いくつかの事例を見ながら、児童生徒への注意喚起を促進する意図で作成しました。活用できる資料として、次のようなものもあります。参考にしてみてください。

総務省 インターネットトラブル事例集 総務省トップ > 政策 > 情報通信 > ICT利活用の推進 > 教育情報化の推進 > インターネットトラブル事例集ダウンロードページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

警察庁 サイバー犯罪対策 情報セキュリティ対策ビデオ「STOP TO THINK」 等複数のビデオがあります。

警察庁 > サイバー犯罪対策室 > 広報・施策 > 情報セキュリティ対策ビデオ > STOP TO THINK

<http://www.npa.go.jp/cyber/video/index.html>

長野県教育委員会「子どもの性被害防止教育啓発リーフレット」

長野県教育委員会 HP > 生徒指導 > 性被害防止（子どもの性被害防止教育キャラバン隊）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/seihigaiboushi.html>

もし、児童生徒やその友だちがトラブルに巻き込まれていたら、自分たちだけで解決しようとするのではなく、先ずは学校の先生や、保護者等の信頼できる大人に相談するように伝えましょう。最寄りの警察署や長野県警察本部生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室（026-233-0110）にも相談をしましょう。

※「ユビキタス@nagano」のバックナンバーや指導資料などをダウンロードできます。

長野県教育委員会HP > **生徒指導**

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/index.html>

生徒指導総合対策会議事務局 担当：長野県教育委員会事務局 心の支援課 生徒指導係

Tel 026-235-7436（直通） Fax 026-235-7484 E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp